

令和元年 第9回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和元年8月26日(月)15時00分から16時00分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第28号	農地法5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第29号	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について
日程第4		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	長堀 康雄
	事務局次長兼産業観光課副課長	秋谷 裕章
	農地調整担当主査	長瀬 昇之
	農地調整担当主事	久米 美夏

＜工事計画概要書・工程表・搬入経路を説明＞

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域内農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い致します。

(■■番■■委員)

■■番■■です。事務局と■■と現場を確認してきました。宮代町の発展と国の発展の為に何らかの形で協力ができることを喜ばしいと思います。農地が一時的に使えなくなるのは大変ですが、やむを得ないのではないかと思います。期間は3年間ということで、一時転用の最大期間ですが、それもお含みの程よろしくお願い致します。以上です。

(■番■■■委員)

■番■■■です。申請地の間の道は人通りがそれなりにありますので、気をつけていただきたいです。あとは、圏央道の工事ですので、問題はないと思います。以上です。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

＜全員挙手＞

それでは、この件については「やむを得ない」とすることと致します。

続きまして、日程第2・議案第29号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について」を上程いたします。今回は除外の申し出が5件、編入の申し出が3件ございます。それでは事務局説明願います。

(事務局)

＜案件説明の前に、農業振興地域からの除外手続きについての研修＞

それでは、ご説明申し上げます。

除外につきましては、自己用住宅4件、敷地拡張1件の合計5件。編入につきましては、自己用住宅2件、敷地拡張1件の合計3件となっております。

それでは1件ずつご説明いたします。

1件目の申請地は宮代町■■■にごございます田1筆で、面積は476㎡となっております。事業計画者は、■■■にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。

権利の移転形態は、所有権移転です。詳細につきましてはお手元の資料およびスクリーンをご参照ください。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申請者は■■■■■■■■■■で■■■■の借家にお住まいです。子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、新居を予定し、今回申出に至ったとのことです。なお、開発許可基準の近隣市町の調整区域に親族が20年以上居住の要件においては、■■■■■■■■■■が■■■■の調整区域に■■■■■■■■からお住まいとのことで要件を満たしております。

申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。■■■■■■■■の南側にあるこちらの土地でございます。農地種別につきましては、第2種農地となっております。現在の状況について、スクリーンをご確認ください。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車3台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は64.81㎡が予定されています。隣地との被害防除については、内積みのコンクリートブロック5段を設置する計画です。生活排水につきましては、合併浄化槽を設置いたしまして、前面水路へ放流する計画となっております。1件目につきましては以上となります。

2件目の申請地は宮代町■■■■■にごございます畑1筆の一部で、面積は448.96㎡となっております。事業計画者は、■■■■にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。権利の移転形態は、所有権移転です。詳細につきましてはお手元の資料およびスクリーンをご参照ください。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申請者は■■■■■■■■■■で■■■■のアパートにお住まいです。子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、新居を予定し、今回申出に至ったとのことです。なお、開発許可基準の近隣市町の調整区域に親族が20年以上居住の要件においては、■■■■■■■■■■が■■■■の調整区域に■■■■■■■■からお住まいとのことで要件を満たしております。申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。■■■■■■■■の北東側にあるこちらの土地でございます。なお、農地種別につきましては、第3種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車3台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は95.2㎡が予定されています。隣接農地との被害防除については、内積みのコンクリートブロック2段および4段を設置する計画です。生活排水につきましては、合併浄化槽を設置いたしまして、新設の道路埋設管へ放流する計画となっております。2件目につきましては以上となります。

3件目の申請地は宮代町■■■■■にごございます畑1筆の一部で、面積は448.94㎡となっております。事業計画者は、宮代町内にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。権利の移転形態は、所有権移転です。詳細につきましてはお手元の

資料およびスクリーンをご参照ください。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申請者は■■■■■■■■■■で■■■■のアパートにお住まいです。子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、新居を予定し、今回申出に至ったとのこと。なお、開発許可基準の近隣市町の調整区域に親族が20年以上居住の要件においては、■■■■■■が■■■■の調整区域に■■■■■■からお住まいとのこと。要件を満たしております。

申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。■■■■■■の北東側にあるこちらの土地でございます。なお、農地種別につきましては、第3種農地となっております。2件目の隣接地となります。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車3台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は95.8㎡が予定されております。隣地との被害防除については、内積みのコンクリートブロック2段および4段を設置する計画です。生活排水につきましては、合併浄化槽を設置いたしまして、新設の道路埋設管へ放流する計画となっております。3件目につきましては以上となります。

4件目の申請地は宮代町■■■■にございます畑2筆で、面積は1,147㎡と90㎡、合計1,237㎡となっております。事業計画者は、■■■■にある■■■■です。転用目的は■■■■駐車場の敷地拡張です。権利の移転形態は、所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の資料およびスクリーンをご参照ください。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。■■■■■■■■■■が増加傾向にあり、敷地内の駐車場が不足しており、■■■■及び■■■■■■の駐車場の増設が必要となりました。そこで、隣接する農地及び近傍の農地の所有者に相談したところ、了解を得たことから、今回申出に至ったとのこと。

申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。■■■■■■の南側にあるこちらの土地でございます。申請地の周囲の東側が農地となっておりますが、隣地同意を頂いております。こちらの農地種別につきましては、第1種農地となっております。また、もう一箇所につきましては、■■■■■■の南西側にあるこちらの土地でございます。周囲に農地はございません。こちらの農地種別につきましては、第2種農地となっております。

現在の状況について、スクリーンをご確認ください。次に、土地利用計画図をご確認ください。■■■■■■の敷地と隣接した位置に28台を予定しております。隣接農地との被害防除については、新設の土留めブロック1段が設置されております。道路の反対側に位置している箇所に2台を予定しております。周囲は、住宅敷地に囲まれております。4件目につきましては以上となります。

5件目の申請地は宮代町■■■■にございます畑1筆の一部で、面積は499㎡とな

おります。事業計画者は、■■■■■■■■にお住まいの方です。詳細につきましてはお手元の資料およびスクリーンをご参照ください。編入の理由は、事業計画の中止となっております。申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。ご覧のように、現地につきましても着手されていないことから編入につきまして問題ないものと思われまます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程よろしくお願いたします。

(会長)

それでは1件目の案件について、ご審議願います。

よろしいでしょうか。それでは1件目に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

<全員挙手>

(会長)

それでは1件目については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、2件目について、ご審議願います。

(■■番■■委員)

■■番■■です。地区担当として申し上げます。事務局から説明があつたとおり、道路が狭いのですが、50cmほどセットバックし、排水についても問題ないと思えますので、よろしいかと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは2件目に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

<全員挙手>

(会長)

それでは2件目については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、3件目について、ご審議願います。

(■■番■■委員)

■■番■■です。■■■■の隣地ということですので、何ら問題ないと思われまます。

<全員挙手>

(会長)

それでは4件目については「やむを得ない」とすることといたします。
続きまして、5件目について、ご審議願います。

(■番■■■委員)

■番■■■です。地区担当です。昔から住んでいらっしゃる家ですので、そのお子さんが帰ってきて親の面倒をみるとのことですので、認めても問題ないと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは5件目に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

<全員挙手>

(会長)

それでは5件目については「やむを得ない」とすることといたします。
続きまして、編入の案件です。編入の1件目について、ご審議願います。

(■番■■■■委員)

■番■■■■です。■■■■が撤退したということで、事業計画が中止になったということでやむを得ないと思います。以上でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは1件目に関しまして、「認める」こととしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

<全員挙手>

(会長)

それでは1件目については「認める」ことといたします。
続きまして、編入の2件目について、ご審議願います。

よろしいでしょうか。それでは2件目に関しまして、「認める」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

<全員挙手>

(会長)

それでは2件目については「認める」ことといたします。

続きまして、編入の3件目について、ご審議願います。

よろしいでしょうか。それでは3件目に関しまして、「認める」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

<全員挙手>

(会長)

それでは3件目については「認める」ことといたします。

以上の審議をもちまして、議案第29号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議会について」は宮代町長への回答とさせていただきます。

続きまして、日程第4「報告事項」について、事務局報告願います。

(事務局)

続きまして、今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が8月13日となっております。13日までに、4条届出が0件、5条届出が5件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和元年第9回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和元年 9 月 25 日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印